

映像通報システム(Live119)運用要綱

(目的)

第1条 119番通報の際に音声による現況把握が困難な場合に、映像通報システム(Live119)を活用して災害の状況や傷病の程度等の情報収集を行うことにより、通報現場のより正確な状況を把握し、迅速で的確な消防・救急活動に繋げることを目的とする。

(映像通報システムの概要)

第2条 119番通報者のスマートフォンに、消防指令センターに配置している専用パソコンからSMS(ショートメッセージサービス)で映像送信用URLを送信し同画面を経てアクセスすることで、通報場所の位置情報(GPS測位点)及び現場の映像を消防指令センターが把握することができ、また、心肺蘇生法などの動画ファイルを送信することで口頭指導の補足を行えるシステム。

(対象事案)

第3条 通信指令員は、次のいずれかの項目に該当する場合は、映像通報システム(Live119)を活用して通報状況の把握に努める。

(1) 救急現場での口頭指導事案

傷病者の状況や体位・意識・呼吸等を確認することで、バイスタンダーに的確な口頭指導が行えると判断できる場合。

(2) 映像情報により的確な現場活動が期待できる事案

現場状況を映像で確認することにより、的確な現場活動に繋がると判断できる場合。

(3) 位置情報の特定が困難な事案

映像及び位置情報機能を活用することにより、確定までの時間が短縮できると判断できる場合。

(4) 通信指令課長が本システムを活用することにより、被害の軽減につながると判断できる事案。

(実施条件)

第4条 映像通報システム(Live119)を活用するときは、次の全ての項目に該当する場合とする。

(1) 通報者の携帯電話がスマートフォンであり、撮影の協力に同意していること。

(2) 通報者の周囲の環境(人的・物的)において安全が確保されていること。

(3) 通報者がSMSを理解しており、外部スピーカーへの切替えが容易に実施できること。

(4) 通報者がデータ通信料の負担について同意していること。

(5) 傷病者への応急処置が中断しないように、複数人のバイスタンダーがいること。

(留意事項)

第5条 本システムの運用に関する留意事項は、下記のとおりとする。

- (1) 通報者による撮影が迷惑行為や妨害行為と誤解される等、現場でのトラブルに繋がるおそれがある事案については、消防本部から依頼されていることを伝えるように指示し、状況によっては中止の判断をする。
- (2) 通信指令課長が本システムを活用することにより、被害の軽減につながると判断できる場合は、通信指令員に対し任務指定を行う。
- (3) 出動隊に映像通報システム（Live119）を実施していることを伝える。
- (4) 映像伝送に関わるデータ通信料は通報者負担となることや、長時間使用することによりバッテリー残量が減ることを念頭に置き実施する。

(口頭指導の補足)

第6条 通報者に口頭指導を行う際、当本部で作成する口頭指導動画による送信が有効であると判断した場合は、口頭指導の補足として使用する。

- (1) 胸骨圧迫（成人・小児・幼児）
- (2) 回復体位
- (3) 背部叩打
- (4) 圧迫止血
- (5) 切断指保存

(記録等)

第7条 映像通報システム（Live119）を活用した際は、使用状況管理簿に記載し1年間保存後、廃棄する。

(個人情報の保護)

第8条 個人情報を含めたデータの保護については、「山形市消防本部が管理する個人情報の保護に関する規程」及び「山形市情報セキュリティポリシー」に基づき運用する。

(効果検証)

第9条 通報内容及び使用状況管理簿を利用し、定期的に効果検証・研究を行うとともに、より効果的な活用方法について検討を実施する。

附 則

この要綱は、令和5年9月1日から施行する。